

# お支払いできる場合、できない場合の具体的な事例

## 女性がん検診支援給付金



**お支払い  
できる場合**

- ・乳がん検診の結果、異常なしと判定された
- ・乳がん検診の結果、1年後に要再検査と判定された
- ・同一の検診対象期間中に乳がん検診と子宮頸がん検診を受け、乳がん検診では「異常指摘なし」、子宮頸がん検診では「異常指摘あり」と判定された



**お支払い  
できない場合**

- ・乳がん検診の結果、6カ月後に要再検査と判定された
- ・自覚症状があり病院で精密検査を受けた結果、子宮頸がんと診断された
- ・乳がん検診も子宮頸がん検診も、受診しなかった

### 解説

■ 2年ごとの検診対象期間満了日の翌日または保険期間満了時に生存し、かつ、次の（1）および（2）をともに満たすときに、女性がん検診支援給付金をお支払いします。

（1）直前の検診対象期間中（保険期間満了時の生存の場合は、保険期間満了時を含む検診対象期間中）に、乳がん検診または子宮頸がん検診を受けていること

（2）（1）の検診の結果のいずれかについて、異常指摘がないこと（\*）

\* 「異常指摘がない」とは、医師によって、がんの疑いがないと判定された場合（異常はあるもののがんには該当しないと判定された場合を含む）や、再検査・精密検査や治療の指示を受けていない場合（要経過観察とされた場合を含む）をいいます。

ただし、再検査・精密検査の指示を受けた場合でも、次のいずれかに該当するときは異常指摘がなかったものとみなします。

- ① 6カ月より先の再検査・精密検査の指示である場合
- ② 再検査・精密検査の結果に異常指摘がない場合（再検査等の結果が①に該当する場合を含む）

詳細につきましては「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。